## 届出などによる医療について

- 1 本院は、厚生労働大臣の定めによる基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 2 本院は、次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行っています。
  - (1) 認定施設基準

DPC対象病院

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1 (7対1)

救急医療管理加算

超急性期脳卒中加算

診療録管理体制加算2

医師事務作業補助体制加算1 (20 対 1)

急性期看護補助体制加算(25 对 1)

○夜間急性期看護補助体制加算(50 対 1)

感染対策向上加算2

○サーベイランス強化加算

後発医薬品使用体制加算1

病棟薬剤業務実施加算1

データ提出加算 2 ロ (200 床未満の病院の場合)

○提出データ評価加算

せん妄ハイリスク患者ケア加算

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

回復期リハビリテーション病棟入院料1

看護職員処遇改善評価料 50

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

院内トリアージ実施料

夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算

ニコチン依存症管理料

がん治療連携指導料

薬剤管理指導料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

ヘッドアップティルト試験

神経学的検査

CT撮影及びMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

運動器リハビリテーション料(I)

医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1、時間外特例加算1

医科点数表第2章第10部手術の通則4に掲げる手術

後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)、大動脈バルーンパンピング法(IABP法)

医科点数表第2章第10部手術の通則4及び5掲げる手術

脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術

胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)、胃瘻造設時嚥下機能評価加算

医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1、時間外特例加算1

(4) 保険外併用療養費等

特別の療養環境の提供

酸素の購入単価

- (5) 入院時食事療養(I)/入院時生活療養費(I)
- 3 本院は、入院時食事療養に関する特別管理の届出による入院患者様の食事を提供しています。

特別管理による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

(朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 18:00)

2023年1月1日